

# 令和元年 教育委員会

## 第10回 定例会 議事日程

令和元年6月11日（火）午後3時

### 第1 議 案

#### 【子ども支援課】

- (1) 議案第11号「千代田区立こども園条例の一部を改正する条例」
- (2) 議案第12号「千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例」

### 第2 協 議

#### 【文化振興課】

- (1) 四番町図書館仮施設整備について

### 第3 報 告

#### 【子ども総務課】

- (1) 令和元年 第2回区議会定例会の日程

#### 【子ども支援課】

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

### 第4 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（6月20日号）掲載事項

## 幼児教育・保育の無償化等について

### 1 幼児教育・保育の無償化

◎幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、保育に係る負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童

##### 【対象者・利用料】

○ 3歳児～5歳児 ⇒ 無償化

※ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額 2.57 万円）

※ 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化

○ 0歳児～2歳児 ⇒ 住民税非課税世帯を対象として無償化

（※本区では実施済み）

##### 【対象となる施設・サービス】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

#### (2) 幼稚園の預かり保育を利用する児童

##### 【対象者・利用料】

○ 新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、利用実態に応じて最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれる。

#### (3) 認可外保育施設等を利用する児童

##### 【対象者・利用料】

○保育の必要性があると認定された3歳児から5歳児 ⇒ 認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料が無償化

○0歳児から2歳児 ⇒ 住民税非課税世帯の児童を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化

##### 【対象となる施設・サービス】

○一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業

- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

#### (4)「障害児通園施設」を利用する児童

##### 【対象者・利用料】

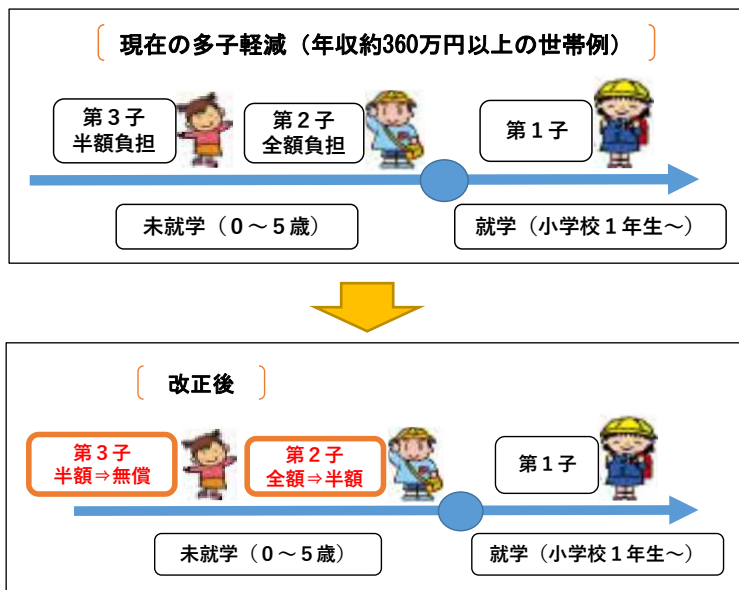
- 就学前の障害児の発達支援施設（いわゆる障害児通園施設）を利用する児童  
⇒ 利用料が無償化

\* 3歳児から5歳児が対象（0歳児から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償）

- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象

### 2 多子軽減制度の拡充

- 年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合についても、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にする。



### 3 実施時期

- いずれも令和元年10月1日～

議案第11号

千代田区立こども園条例の一部を改正する条例

千代田区立こども園条例（平成13年千代田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（保育料） 第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢に応じ、<u>別表</u>に定める保育料を納入しなければならない。</p>	<p>（保育料） 第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢及び<u>保育時間</u>に応じ、<u>別表第1又は別表第2</u>に定める保育料を納入しなければならない。</p>
<p>（削除）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、第4条第1号に該当する幼児が生計を一にする世帯（別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、小学校3年生以下の児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）が小学校に就学又は幼稚園その他千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の児童のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のものでこども園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の児童のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>特定被監護者等</u>（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条第1項に規定する者をいう。）が2人以上いる場合においては、<u>こども園に就園している乳児（別表に定めるA階層若しくはB階層に該当する世帯に属するものを除く。）</u>については、当該乳児が別に規則で定める<u>特定被監護者等のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）</u>から順に数えて第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところとする。</p>	<p>（1）第2子 <u>別表第1又は別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額</u> （2）第3子以降 <u>免除</u></p>
<p>（1）第2子 <u>別表に定める額に0.5を乗じて得た額</u> （2）第3子以降 <u>免除</u></p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、第4条第2号及び第3号に該当する乳幼児が生計を一にする世帯（別表第1又は別表第2に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）において、<u>2人以上の乳幼児がこども園その他区規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の乳幼児のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のものでこども園に就園している乳幼児に係る保育料の額は、当該乳幼児が当該2人以上の乳幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</u></p>
<p>3 育成を委託する保護者は、通常時間終了</p>	<p>（1）第2子 <u>別表第1又は別表第2に定める額に0.5を乗じて得た額</u> （2）第3子以降 <u>免除</u> 4 育成を委託する保護者は、通常時間終了</p>

後引き続き育成を委託するときは、前3項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、5,700円を限度として別に規則で定める額を納入しなければならない。

4 区長は、前3項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

別表（第8条関係）

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義	乳児	幼児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	円 <u>0</u>
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	<u>0</u>
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	<u>0</u>
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	<u>0</u>
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	<u>0</u>
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	<u>0</u>
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	<u>0</u>
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の	19,100	<u>0</u>

後引き続き育成を委託するときは、前3項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1時間あたり別表第1又は別表第2に定める額の1割の額（100円未満の端数を切り捨てる。）を納入しなければならない。

5 区長は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

別表第1（第8条関係）

各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	3歳児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 <u>0</u>
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	<u>0</u>
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ在世帯	1,900	<u>1,300</u>
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	<u>5,600</u>
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	<u>7,300</u>
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	<u>9,300</u>
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	<u>10,900</u>
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の	19,100	<u>12,700</u>

	世帯		
6	前年度分の特別区 民税所得割額が 135,600円未満の 世帯	21,50 0	<u>0</u>
7	前年度分の特別区 民税所得割額が 158,000円未満の 世帯	23,60 0	<u>0</u>
8	前年度分の特別区 民税所得割額が 180,600円未満の 世帯	25,50 0	<u>0</u>
9	前年度分の特別区 民税所得割額が 203,100円未満の 世帯	27,50 0	<u>0</u>
10	前年度分の特別区 民税所得割額が 225,600円未満の 世帯	29,20 0	<u>0</u>
11	前年度分の特別区 民税所得割額が 245,800円未満の 世帯	31,00 0	<u>0</u>
12	前年度分の特別区 民税所得割額が 257,100円未満の 世帯	32,50 0	<u>0</u>
13	前年度分の特別区 民税所得割額が 268,300円未満の 世帯	34,20 0	<u>0</u>
14	前年度分の特別区 民税所得割額が 279,600円未満の 世帯	35,70 0	<u>0</u>
15	前年度分の特別区 民税所得割額が 290,800円未満の 世帯	37,20 0	<u>0</u>
16	前年度分の特別区 民税所得割額が 302,100円未満の 世帯	38,50 0	<u>0</u>
17	前年度分の特別区	40,00	<u>0</u>

	世帯		
6	前年度分の特別区 民税所得割額が 135,600円未満の 世帯	21,50 0	<u>14,300</u>
7	前年度分の特別区 民税所得割額が 158,000円未満の 世帯	23,60 0	<u>15,800</u>
8	前年度分の特別区 民税所得割額が 180,600円未満の 世帯	25,50 0	<u>17,000</u>
9	前年度分の特別区 民税所得割額が 203,100円未満の 世帯	27,50 0	<u>18,200</u>
10	前年度分の特別区 民税所得割額が 225,600円未満の 世帯	29,20 0	<u>19,500</u>
11	前年度分の特別区 民税所得割額が 245,800円未満の 世帯	31,00 0	<u>20,700</u>
12	前年度分の特別区 民税所得割額が 257,100円未満の 世帯	32,50 0	<u>21,600</u>
13	前年度分の特別区 民税所得割額が 268,300円未満の 世帯	34,20 0	<u>22,600</u>
14	前年度分の特別区 民税所得割額が 279,600円未満の 世帯	35,70 0	<u>22,600</u>
15	前年度分の特別区 民税所得割額が 290,800円未満の 世帯	37,20 0	<u>22,600</u>
16	前年度分の特別区 民税所得割額が 302,100円未満の 世帯	38,50 0	<u>22,600</u>
17	前年度分の特別区	40,00	<u>22,600</u>

	民税所得割額が 313,300円未満の 世帯	0	
18	前年度分の特別区 民税所得割額が 369,600円未満の 世帯	43,40 0	<u>0</u>
19	前年度分の特別区 民税所得割額が 425,800円未満の 世帯	48,90 0	<u>0</u>
20	前年度分の特別区 民税所得割額が 482,000円未満の 世帯	53,70 0	<u>0</u>
21	前年度分の特別区 民税所得割額が 482,000円以上の 世帯	57,50 0	<u>0</u>

備考

- この表に定める乳児の保育料の額は、年度の初日において3歳に満たない乳幼児について、当該年度の間、これを適用する。
- この表に定める幼児の保育料の額は、年度の初日において3歳に達した幼児及び年度途中に入園した幼児のうち当該年度の初日以後入園日以前に3歳に達した者について、これを適用する。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

(削除)

	民税所得割額が 313,300円未満の 世帯	0	
18	前年度分の特別区 民税所得割額が 369,600円未満の 世帯	43,40 0	<u>22,600</u>
19	前年度分の特別区 民税所得割額が 425,800円未満の 世帯	48,90 0	<u>22,600</u>
20	前年度分の特別区 民税所得割額が 482,000円未満の 世帯	53,70 0	<u>22,600</u>
21	前年度分の特別区 民税所得割額が 482,000円以上の 世帯	57,50 0	<u>22,600</u>

備考

- この表に定める3歳未満児の保育料の額は、年度の初日において3歳に満たない乳幼児について、当該年度の間、これを適用する。
- この表に定める3歳児の保育料の額は、年度の初日において3歳に達した幼児及び年度途中に入園した幼児のうち当該年度の初日以後入園日以前に3歳に達した者について、これを適用する。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

別表第2（第8条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	3歳以上児	
		長時間保育	短時間保育
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 <u>0</u>	円 <u>0</u>
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>

		帯		
<u>C</u>		<u>前年度分の特別区 民税が均等割額の みの世帯</u>	<u>7,100</u>	<u>4,000</u>
<u>D</u>	<u>1</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 47,700円未満の世 帯</u>	<u>7,100</u>	<u>4,000</u>
	<u>2</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 58,200円未満の世 帯</u>	<u>7,200</u>	<u>4,100</u>
	<u>3</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 68,000円未満の世 帯</u>	<u>9,200</u>	<u>5,100</u>
	<u>4</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 90,600円未満の世 帯</u>	<u>10,800</u>	<u>5,900</u>
	<u>5</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 113,000円未満の 世帯</u>	<u>12,600</u>	<u>6,800</u>
	<u>6</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 135,600円未満の 世帯</u>	<u>14,200</u>	<u>7,600</u>
	<u>7</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 158,000円未満の 世帯</u>	<u>15,700</u>	<u>8,300</u>
	<u>8</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 180,600円未満の 世帯</u>	<u>16,900</u>	<u>8,900</u>
	<u>9</u>	<u>前年度分の特別区 民税所得割額が 180,600円以上の 世帯</u>	<u>18,000</u>	<u>9,500</u>

備考

- 1 この表に定める保育料の額は、年度の初日の前日においてすでに3歳に達している幼児について、これを適用する。
- 2 第5条に規定する育成事業のうち短



時間保育（別に定める時間内において実施する育成事業をいう。）を委託する場合は、「短時間保育」の欄を適用する。ただし、当該事業の夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。

3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の保育料の徴収について必要な手続は、施行日前に行うことができる。
- 3 この条例による改正後の保育料に関する規定は、施行日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

議案第12号

千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

千代田区立幼稚園使用条例(昭和62年千代田区条例第23号)の一部を次のように改正する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、千代田区立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における教育の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、千代田区立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における教育の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
第2条 <u>削除</u>	<u>(定義)</u>
	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1) <u>乳幼児</u> <u>乳児及び幼児をいう。</u>
	(2) <u>乳児</u> <u>満3歳未満の者をいう。</u>
	(3) <u>幼児</u> <u>満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</u>
(入園資格)	(入園資格)
第3条 幼稚園は、千代田区に住所を有する幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。	第3条 幼稚園は、千代田区に住所を有する幼児のうち、次の各号に掲げる者について入園を認める。
(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する <u>幼児（満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）</u> であって同法第20条に基づく認定を受けた者	(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
(2) 法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者	(2) 法第19条第1項第2号に該当する幼児であって同法第20条に基づく認定を受けた者
(教育の実施)	(教育の実施)
第4条 幼稚園は、前条の幼児に対し、幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく教育を実施する。	第4条 幼稚園は、前条の幼児に対し、幼稚園教育要領（幼稚園の教育課程その他の教育内容について文部科学大臣が定める要領をいう。）に基づく教育を実施する。
(入園手続)	(入園手続)
第5条 保護者は、その保護する幼児の入園を希望するときは、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）に申し込むものとする。	第5条 保護者は、その保護する幼児の入園を希望するときは、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）に申し込むものとする。
2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。 (教育を受託しない場合)	2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、別に定める。 (教育を受託しない場合)
第6条 委員会は、次の各号に該当するとき	第6条 委員会は、次の各号に該当するとき

<p>は、教育を受託しないことができる。</p> <p>(1) 入園希望者が受託可能な人数を超えるため、教育が実施できないとき。</p> <p>(2) その他受託することが不適當であると認められるとき。</p> <p>(保育料)</p>	<p>は、教育を受託しないことができる。</p> <p>(1) 入園希望者が受託可能な人数を超えるため、教育が実施できないとき。</p> <p>(2) その他受託することが不適當であると認められるとき。</p> <p>(保育料)</p>
<p>第7条 <u>保育料の額は、別表に定めるとおりとする。</u></p>	<p>第7条 <u>教育を委託する保護者は、幼児が就園する幼稚園及び保育時間に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第3条第1号に該当する幼児が生計を一にする世帯(別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。)において、小学校3年生以下の児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)が小学校に就学又は幼稚園その他委員会規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の児童のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人)以外のもので幼稚園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の児童のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第3子以降 免除</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、第3条第2号に該当する幼児が生計を一にする世帯(別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。)において、2人以上の幼児が幼稚園その他委員会規則で定める施設に就園している場合は、当該2人以上の幼児のうち最年長の者(同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人)以外のもので幼稚園に就園している幼児に係る保育料の額は、当該幼児が当該2人以上の幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第3子以降 免除</u></p>
<p>2 <u>第3条第2号に該当する幼児については、通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、1月につき、1,800円を限度として別に規則で定める額を納入しなければならない。</u></p>	<p>4 <u>別表(2)長時間保育の欄の適用を受ける幼児については、通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、前3項の規定による保育料のほか、1時間あたり別表に定める額の1割の額(100円未満の端数を切り捨てる。)を納入しない</u></p>

3 委員会は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

第8条 削除

第9条 削除

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

別表(第7条関係)

(1) 麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	0
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	0
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	0
	5 前年度分の特別区民	0

なければならない。

5 委員会は、前各項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。

(保育料の減免)

第8条 保育料は、委員会が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第9条 既納の保育料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

別表(第7条関係)

(1) 麴町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)
階層区分	階層区分の定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	0
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	100
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	1,100
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	1,900
	5 前年度分の特別区民	2,800

	税所得割額が113,000円未満の世帯	
6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	<u>0</u>
7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	<u>0</u>
8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	<u>0</u>
9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	<u>0</u>

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	長時間保育	短時間保育
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	<u>0</u>	<u>0</u>

	税所得割額が113,000円未満の世帯	
6	前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	<u>3,600</u>
7	前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	<u>4,300</u>
8	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	<u>4,900</u>
9	前年度分の特別区民税所得割額が180,600円以上の世帯	<u>5,500</u>

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 (月額)	
階層区分	階層区分の定義	長時間保育	短時間保育
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	0
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	<u>7,100</u>	<u>4,000</u>
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	<u>7,100</u>	<u>4,000</u>
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	<u>7,200</u>	<u>4,100</u>
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	<u>9,200</u>	<u>5,100</u>
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	<u>10,800</u>	<u>5,900</u>
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	<u>12,600</u>	<u>6,800</u>
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	<u>14,200</u>	<u>7,600</u>

7	前年度分の特別区民 税所得割額が158,000 円未満の世帯	0	0
8	前年度分の特別区民 税所得割額が180,600 円未満の世帯	0	0
9	前年度分の特別区民 税所得割額が180,600 円以上の世帯	0	0

備考

- (1)又は(2)の「短時間保育」の欄を適用する場合は、夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

7	前年度分の特別区民 税所得割額が158,000 円未満の世帯	15,700	8,300
8	前年度分の特別区民 税所得割額が180,600 円未満の世帯	16,900	8,900
9	前年度分の特別区民 税所得割額が180,600 円以上の世帯	18,000	9,500

備考

- (1)又は(2)の「短時間保育」の欄を適用する場合は、夏季休業期間のうち8月分の保育料は、納入を要しない。
- 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の幼稚園の使用について必要な手続は、施行日前にこれを行うことができる。
- この条例による改正後の保育料に関する規定は、施行日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

## 四番町図書館の仮施設整備について

### 1 仮施設整備の目的

(仮称)四番町公共施設整備に伴い、四番町図書館についても改築することとなったが、工事期間中も図書館サービスを継続して提供するため、仮施設を整備する。

### 2 現在の四番町図書館の概況

・所在地：千代田区四番町1

・面積：1,038.94 m<sup>2</sup> (1階：852.3 m<sup>2</sup>・地下1階：186.64 m<sup>2</sup>)

[1階] 開架室(一般図書・新聞・雑誌・視聴覚資料)、子ども室(児童書・育児書)、  
閲覧席(49席・椅子席含む)、ラウンジ(約40席)、授乳室、だれでもトイレ、  
職員事務室、警備員控室等

[B1階] 閉架書庫、職員休憩室、防災倉庫等

《平成30年度実績》

入館者数：266,505人(1日平均768人)

年度末蔵書数：109,550点(図書98,815点、雑誌3,684点、視聴覚7,051点)

貸出冊数：259,798点(内区民貸出冊数183,661点[70.7%])

### 3 仮施設の条件

区分	条件	備考
① 地域	地域住民が継続して利用できるよう、可能な限り現施設の近傍であること	番町小・麴町小・九段小の学区域エリア内で検討
② 規模	一定程度のサービス提供ができるよう、300 m <sup>2</sup> 以上であること	図書の貸出・返却、閲覧のほか、おはなし会会場、だれでもトイレ、授乳室等の設置スペースを確保
③ 用途	図書館として利用できること 不特定多数の方の出入りができること	土・日・祝日の出入りも可能とする

### 4 経過

平成28年以降、仮施設に関する調査を開始し、これまでに近隣物件の延べ40件以上の中から、上記の条件に合致する物件を検討したが、貸主の意向や他者との競合等により、仮施設の確保には至らなかった。

この間、小規模物件を複数確保することによる機能分散等も検討したが、以下のとおり現施設の近隣で借受可能な物件があり、協議の結果、仮施設に内定することとした。

その後、用地問題検討会、土地建物価格審査会での審議の中で、候補物件の仮施設としての妥当性や、賃料の適正価格についての検討を経て、現在、本契約に向けて調整中である。

## 5 候補物件の概要

所在地：千代田区三番町 14 番地 7

用途：事務所・共同住宅 建築年：1975 年 7 月

建物構造：鉄筋コンクリート造・地上 7 階建

面積：861.784 m<sup>2</sup> (260.69 坪)

(1 階：114.805 m<sup>2</sup>、2～6 階：各 124.570 m<sup>2</sup>、7 階：108.558 m<sup>2</sup>、屋階：15.571 m<sup>2</sup>)

### 【現地略図】



## 6 借受期間及び借受料 ※詳細は調整中

期間：2019 年 7 月 1 日～2025 年 3 月 31 日 ※引越し及び原状回復期間を含む

賃料：坪単価@19,700 円 \*金額はすべて税別

月額 5,135,593 円(共益費含む)

敷金：61,627,116 円(賃料 12 ヶ月分)

※賃料については、土地建物価格審査会の結果を踏まえ、用地問題検討会において借受上限額は、坪単価月額 2 万円未満と決定している。

## 7 改修工事の主な内容

### ■貸主負担

- ①アスベスト除去工事 … アスベストの除去及び封じ込め工事
- ②耐震補強工事 … Is 値 0.6 以上を満たすよう 1 階～5 階に耐力壁を設置
- ③事務用途に必要な工事 … エレベーター、電気設備、空調設備等の改修

### ■区負担

- ④図書館用途に必要な工事 … 内装、サイン、給排水衛生設備、空調設備の増設等



## 8 仮施設で取り扱う資料について

現在の四番町図書館で所蔵している資料うち、利用率の高い資料、児童書、小説、文庫を中心に、蔵書の1/3程度を仮施設へ移設する予定である。

★現資料数 109,550点 仮施設に移転する資料 約30,000点

利用率の低い資料、雑誌等随時刊行される資料などは、民間倉庫に保管予定

## 9 仮施設のフロア概要

フロア	用途	設備等	備考
7階	防災倉庫、イベント用品倉庫		※現四番町図書館に設置されているラウンジ(飲食可能スペース)及びインターネット席はなし。
6階	一般書閉架書架		
5階	児童書閉架書架	職員用トイレ	
4階	中高生コーナー	女子トイレ	
	一般書(辞書・辞典等)	職員休憩室	
3階	一般書(文庫本)、CD・DVD	男子トイレ、警備員室	
2階	子ども室(絵本、児童書)	女子トイレ、給水機、事務室	
1階	子育て・赤ちゃんコーナー(おはなし会会場) 新聞・雑誌コーナー、受付	だれでもトイレ、授乳室、蔵書検索機・コピー機、ブックポスト、バギー置場、駐輪場	

## 10 今後のスケジュール

令和元年	6月11日	教育委員会(協議)
	6月25日	首脳会議
	6月27日	常任委員会(報告)
	7月上旬	賃貸借契約及び改修工事に係る協定書の締結 近隣住民及び利用者等への周知開始
	7月中旬	改修工事開始
	12月下旬	改修工事完了
令和2年	1月中旬	現四番町図書館閉館
	2月中旬	仮施設へ引越し
	4月1日	仮施設オープン

令和元年 第2回定例会日程(案)

月 日	午 前	午 後
6月 3日 (月)		
6月 4日 (火)		(AM 景観審)
6月 5日 (水)	(告示日) 11:30 議運	(AM だより編集委員会)
6月 6日 (木)		
6月 7日 (金)		
6月 8日 (土)		
6月 9日 (日)		
6月 10日 (月)		
6月 11日 (火)	11:30 議運	(全国市議会議長会総会)
6月 12日 (水)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
6月 13日 (木)		1:30 議運
6月 14日 (金)		
6月 15日 (土)		
6月 16日 (日)		
6月 17日 (月)		
6月 18日 (火)		(議長会 競馬定例会)
6月 19日 (水)	11:30 議運	1:00 継続会
6月 20日 (木)	11:30 議運	1:00 継続会
6月 21日 (金)	10:30常任(企画・地文・福祉)	
6月 22日 (土)		
6月 23日 (日)		
6月 24日 (月)	10:30 特別	1:30 特別
6月 25日 (火)	10:30 特別	1:30 特別
6月 26日 (水)		1:30 議運 (清掃定例会)
6月 27日 (木)	10:30常任(企画・地文・福祉)	
6月 28日 (金)		1:30 議運
6月 29日 (土)		
6月 30日 (日)		
7月 1日 (月)	11:30 議運	1:00 継続会
7月 2日 (火)		
7月 3日 (水)		
7月 4日 (木)		
7月 5日 (金)		

千代田区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

千代田区保育の実施に関する条例（昭和62年千代田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）																											
<p>（保育料の額）</p> <p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条第1項に規定する者をいう。）が2人以上いる場合においては、保育所に就園している3歳未満児（別表に定めるA階層若しくはB階層に該当する世帯に属するものを除く。）については、当該3歳未満児が別に規則で定める特定被監護者等のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）から順に数えて第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>（1）第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</p> <p>（2）第3子以降 免除</p> <p>3 扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前2項の規定による保育料のほか、乳幼児の<u>年齢等</u>に応じ、<u>1月につき、11,400円を限度として別に規則で定める額</u>を納入しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層区分</th> <th style="text-align: center;">階層区分の定義</th> <th style="text-align: center;">3歳未満児</th> <th style="text-align: center;"><u>3歳児以上児</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> <td style="text-align: center;"><u>円 0</u></td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）		階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	<u>3歳児以上児</u>	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単	円 0	<u>円 0</u>	<p>（保育料の額）</p> <p>第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>生計を一にする世帯（別表に定めるA階層及びB階層に属する世帯を除く。）から、2人以上の乳幼児が保育所その他の千代田区規則で定める施設において保育されている場合においては、当該2人以上の乳幼児のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）以外のもので保育所に就園している乳幼児に係る保育料の額は、当該乳幼児が当該2人以上の乳幼児のうち第何子に当たるかに応じて次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）第2子 別表に定める額に0.5を乗じて得た額</p> <p>（2）第3子以降 免除</p> <p>3 扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前2項の規定による保育料のほか、乳幼児の<u>年齢</u>に応じ、<u>1時間あたり別表に定める額の1割の額（100円未満の端数を切り捨てる。）</u>を納入しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層区分</th> <th style="text-align: center;">階層区分の定義</th> <th style="text-align: center;">3歳未満児</th> <th style="text-align: center;"><u>3歳児</u></th> <th style="text-align: center;"><u>4歳以上児</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> <td style="text-align: center;"><u>円 0</u></td> <td style="text-align: center;"><u>円 0</u></td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）			階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	<u>3歳児</u>	<u>4歳以上児</u>	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単	円 0	<u>円 0</u>	<u>円 0</u>
各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）																										
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	<u>3歳児以上児</u>																									
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単	円 0	<u>円 0</u>																									
各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）																										
階層区分	階層区分の定義	3歳未満児	<u>3歳児</u>	<u>4歳以上児</u>																								
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単	円 0	<u>円 0</u>	<u>円 0</u>																								

	給世帯を含む。)		
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	<u>0</u>
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	1,900	<u>0</u>
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	<u>0</u>
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	<u>0</u>
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	<u>0</u>
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	<u>0</u>
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	<u>0</u>
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	<u>0</u>
	7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	<u>0</u>
	8 前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	<u>0</u>
	9 前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯	27,500	<u>0</u>
	10 前年度分の特	29,200	<u>0</u>

	給世帯を含む。)			
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	<u>0</u>	<u>0</u>
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯	1,900	<u>1,300</u>	<u>1,300</u>
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	6,700	<u>5,600</u>	<u>5,600</u>
	2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	8,300	<u>7,300</u>	<u>7,200</u>
	3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	9,400	<u>9,300</u>	<u>9,200</u>
	4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯	15,400	<u>10,900</u>	<u>10,800</u>
	5 前年度分の特別区民税所得割額が113,000円未満の世帯	19,100	<u>12,700</u>	<u>12,600</u>
	6 前年度分の特別区民税所得割額が135,600円未満の世帯	21,500	<u>14,300</u>	<u>14,200</u>
	7 前年度分の特別区民税所得割額が158,000円未満の世帯	23,600	<u>15,800</u>	<u>15,700</u>
	8 前年度分の特別区民税所得割額が180,600円未満の世帯	25,500	<u>17,000</u>	<u>16,900</u>
	9 前年度分の特別区民税所得割額が203,100円未満の世帯	27,500	<u>18,200</u>	<u>18,000</u>
	10 前年度分の特	29,200	<u>19,500</u>	<u>18,000</u>

	別区民税所得割額が225,600円未満の世帯		
11	前年度分の特別区民税所得割額が245,800円未満の世帯	31,000	<u>0</u>
12	前年度分の特別区民税所得割額が257,100円未満の世帯	32,500	<u>0</u>
13	前年度分の特別区民税所得割額が268,300円未満の世帯	34,200	<u>0</u>
14	前年度分の特別区民税所得割額が279,600円未満の世帯	35,700	<u>0</u>
15	前年度分の特別区民税所得割額が290,800円未満の世帯	37,200	<u>0</u>
16	前年度分の特別区民税所得割額が302,100円未満の世帯	38,500	<u>0</u>
17	前年度分の特別区民税所得割額が313,300円未満の世帯	40,000	<u>0</u>
18	前年度分の特別区民税所得割額が369,600円未満の世帯	43,400	<u>0</u>
19	前年度分の特別区民税所得割額が425,800円未満の世帯	48,900	<u>0</u>
20	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円未満の世帯	53,700	<u>0</u>
21	前年度分の特別区民税所得割額が482,000	57,500	<u>0</u>

	別区民税所得割額が225,600円未満の世帯	0		
11	前年度分の特別区民税所得割額が245,800円未満の世帯	31,000	<u>20,700</u>	<u>18,000</u>
12	前年度分の特別区民税所得割額が257,100円未満の世帯	32,500	<u>21,600</u>	<u>18,000</u>
13	前年度分の特別区民税所得割額が268,300円未満の世帯	34,200	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
14	前年度分の特別区民税所得割額が279,600円未満の世帯	35,700	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
15	前年度分の特別区民税所得割額が290,800円未満の世帯	37,200	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
16	前年度分の特別区民税所得割額が302,100円未満の世帯	38,500	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
17	前年度分の特別区民税所得割額が313,300円未満の世帯	40,000	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
18	前年度分の特別区民税所得割額が369,600円未満の世帯	43,400	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
19	前年度分の特別区民税所得割額が425,800円未満の世帯	48,900	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
20	前年度分の特別区民税所得割額が482,000円未満の世帯	53,700	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>
21	前年度分の特別区民税所得割額が482,000	57,500	<u>22,600</u>	<u>18,000</u>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 100px; height: 20px;">円以上の世帯</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 3歳未満児又は3歳児として保育所に入所した乳幼児に係る保育料の額については、当該年度中は、入所時と同一年齢とみなしてこの表を適用する。</li> <li>2 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。</li> </ol>			円以上の世帯			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 100px; height: 20px;">円以上の世帯</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 3歳未満児又は3歳児として保育所に入所した乳幼児に係る保育料の額については、当該年度中は、入所時と同一年齢とみなしてこの表を適用する。</li> <li>2 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。</li> </ol>			円以上の世帯		
		円以上の世帯									
		円以上の世帯									
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> </ol>											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の保育料の徴収について必要な手続は、施行日前に行うことができる。
- 3 この条例による改正後の保育料に関する規定は、施行日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

千代田区保育施設等運営基準条例（平成26年千代田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（一般原則）</p> <p>第2条 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、良質かつ適切であり、かつ、<u>子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の教育又は保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>区民税所得割合算額</u> 令第4条</p>	<p>（一般原則）</p> <p>第2条 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育又は保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するための適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p>

第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。

(21) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(23) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(24) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(25) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(26) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。

(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。

(15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。

(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。

(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。



<p>(27) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略 (<u>正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19</p>	<p>(24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～6 略 (<u>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</u>)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19</p>
---	--

条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給

2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者につい

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用

<p>ての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p>	<p>保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する区が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p>
--	---

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対す

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

る食事の提供

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが相当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならな

(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが相当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならな

<p>い。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p>	<p>い。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p>
<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p>	<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又はその<u>保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p>
<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する区への通知）</p>	<p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（<u>支給認定保護者</u>に関する区への通知）</p>
<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p>	<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその</u></p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p>

<p>額 (6)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略 (教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった</p>	<p>(6)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 略 (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった</p>
---	---



者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応する

者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。以下次項において同じ。)若しくは地域型保育(同法同条第5項に規定する地域型保育をいう。以下同じ。)を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置

<p>ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した<u>特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した<u>特定教育・保育に関する支給認定子ども等</u>からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該区の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>5 略 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>5 略 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第32条 略</p>	<p>第32条 略</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、<u>当該支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p>第34条 略</p>	<p>第34条 略</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次に掲げる記録</u>を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第12条の規定による特定教育・保</p>	<p>(2) 第12条に規定する提供した特定教</p>

育の提供の記録

(3) 第19条の規定による区への通知に係る記録

(4)～(5) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」

育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する区への通知に係る記録

(4)～(5) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限

子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前教育に該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

## 2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければ

る。)」とあるのは「除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

## 2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

<p>ならない。</p> <p>2 略 (利用申込みに対する正当な理由のない拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条</p>	<p>2 略 (利用申込みに対する正当な理由のない拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u></p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地</p>
--	---

第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該

域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供するこ

<p>連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する<u>障害児入所施設</u>（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、<u>特定地域型保育</u>を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>と。</p> <p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する<u>障害児入所支援施設</u>（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、<u>特定地域型保育</u>（特別利用地域型保育及び<u>特定利用地域型保育</u>を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費</p>
---	---



<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の<u>金銭</u>の支払を求める際は、あら</p>	<p>用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には<u>法第30条第2項第2号</u>に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合には<u>法第30条第2項第3号</u>に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に<u>規定する金銭</u>の支払を求める際</p>
---	---

<p>かじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を</u>求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。</u>ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者に金銭の支払を</u>求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。</u>ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>
<p>(運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 第43条の規定により<u>教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6) 利用定員 (7)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u> (6) 利用定員 (7)～(11) 略 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備)</p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備)</p>
<p>第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p>	<p>第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p>

<p>(2) 次条において準用する第12条の規定による<u>特定地域型保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による<u>区への通知に係る記録</u></p> <p>(4)～(5) 略 (準用)</p>	<p>(2) 次条において準用する第12条に規定する<u>提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する<u>区への通知に係る記録</u></p> <p>(4)～(5) 略 (準用)</p>
<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。</u>この場合において、第11条中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)</u>」と、第12条の見出し中「<u>教育・保育</u>」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第14条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第1項中「<u>施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業について準用する。</u>この場合において、第14条第1項中「<u>特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)</u>に係る<u>地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)</u>」と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育施設</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育事業者</u>」と、「<u>特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育</u>」と、第19条中「<u>特定教育・保育施設</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育事業者</u>」と、「<u>特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育</u>」と、「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第23条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する<u>地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する</p>	<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する<u>地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場</p>

場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受けの必要性が高いと認められる満3歳未

合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本節（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

<p>の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。</u></p> <p><u>この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</u></p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には<u>特定利用地域型保育を含むものとして、本節の規定を適用する。</u></p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第66条 第11条、第12条、第16条から第18条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、<u>認証保育所等について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「認証保育所等」と、「特定教育・保育」とあるのは「保育」と、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「子ども」と、「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「保護者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第66条 第11条、第12条、第16条から第18条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、<u>認証保育所等について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「認証保育所等」と、「特定教育・保育」とあるのは「保育」と、「支給認定子ども」とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第4章 雑則 (非常災害対策等)</p>	<p>第4章 雑則 (非常災害対策等)</p>
<p>第67条 <u>特定教育・保育施設等の長たる特定教育・保育施設等の管理者及び認証保育所等の管理者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、4階以上又は地下において教育又は</p>	<p>第67条 <u>特定教育・保育施設等の長たる特定教育・保育施設等の管理者及び認証保育所等の管理者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u></p> <p>2 特定教育・保育施設及び認証保育所等は、4階以上又は地下において教育又は</p>

<p>は保育を実施しないものとする。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(暴力団排除)</p> <p>第68条 <u>特定教育・保育施設等の長たる特定教育・保育施設等の管理者及び認証保育所等の管理者は、千代田区暴力団排除条例(平成24年千代田区条例第23号)第2条に定める暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則 (特定保育所に関する特例)</p> <p>第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)</u>」と、同条第2項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を</u>」とあるのは「<u>額の支払を、区の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u>」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、区から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>(施設型給付費等に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>削除</u></p>	<p>保育を実施しないものとする。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(暴力団排除)</p> <p>第68条 <u>特定教育・保育施設の長たる特定教育・保育施設の管理者及び認証保育所等の管理者は、千代田区暴力団排除条例(平成24年千代田区条例第23号)第2条に定める暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則 (特定保育所に関する特例)</p> <p>第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「<u>(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)</u>とあるのは「<u>(当該特定教育・保育施設が)</u>」と、「<u>額とし</u>」とあるのは「<u>額をいい</u>」と、「<u>定める額とする。)</u>をいう。)」とあるのは「<u>定める額をいう。)</u>」と、同条第2項中「<u>(法第27条第3項第1号に掲げる額)</u>とあるのは「<u>(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を</u>」とあるのは「<u>額の支払を、区の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u>」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、区から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>(施設型給付費等に関する経過措置)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する</p>
---	---

場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する区が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する区が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する区が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する区が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する区が定める額の合計額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する区が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する区が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域



	型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) 及び同号イ(2)に規定する区が定める額の合計額」とする。
--	--

附 則

この条例は、令和元年年 10 月 1 日から施行する。

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年6月11日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	11	火	11:00~ 13:00~ 15:00~ 18:30~	ベビーマッサージ パン教室 教育委員会 ◎ 青少年委員会第3回定例会	富士見わんぱくひろば あい・ぽーと麹町 区役所(教育委員会室) 401会議室	教育委員出席
6	12	水	10:45~ 11:00~ 14:00~ 10:30~	よちよちタイム(親子ヨガ) よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス) 親子ヨガ	四番町児童館 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町 西神田児童センター	
6	13	木	10:00~ 10:15~	ノーバディーズパーフェクト 1・2歳児親子体操クラブ①第1回(全3回)	西神田児童センター 神田児童館	
6	14	金	9:00~ 10:00~ 10:30~ 14:00~ 15:00~	なかよしタイムバスハイク ACTすこやか子育て講座 子育てサポート利用会員登録説明会 ヘッドマッサージ 絵本の会読み聞かせ	神田児童館 いずみこどもプラザ あい・ぽーと麹町(児童・家庭支援センター) あい・ぽーと麹町 西神田児童センター	
6	15	土	10:00~ 10:15~ 14:30~	おもちゃの病院 パパとママのためのベビーダンス講習会 九段コスミック①	あい・ぽーと麹町 一番町児童館 九段中等教育学校	
6	16	日		日曜開放	神田児童館	
6	17	月	10:00~ 10:30~	リトミック(2クラス) リラックスヨガ①第3回(全6回) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麹町 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
6	18	火	14:00~	工作クラス	あい・ぽーと麹町	
6	19	水	10:30~ 10:45~ 10:45~ 13:10~ 13:10~ 13:30~ 14:00~ 14:00~ 15:00~	親子ヨガ よちよちタイム「ベビーマッサージ」 なかよしタイム(健康管理) セーフティ教室(前期課程) 親子で学ぶ情報モラル教室(前期課程) 保・幼・小合同研修会(第1回) エコゲーム会 おやこdeえいご エコゲーム会	西神田児童センター 神田児童館 四番町児童館 九段中等教育学校 九段中等教育学校 番町幼稚園・小学校 体育館 神田児童館 あい・ぽーと麹町 四番町児童館	教育委員出席
6	20	木	10:00~ 10:00~ 10:15~ 10:45~	ふれあい体操 アロマ講座 1・2歳児親子体操クラブ①第2回(全3回) なかよしタイム(親子リトミック)	あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 神田児童館 四番町児童館	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和元年6月11日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
6	21	金	10:00~	ACTすこやか子育て講座 関西研修旅行(～23日まで)	いずみこどもプラザ 京都・奈良(九段中等教育学校)	
6	22	土	8:30~ 10:00~ 18:30~	親子バスハイク(江ノ島水族館) 親子アロマ 天体観望会③	一番町児童館 西神田児童センター 九段中等教育学校	
6	23	日	9:00~	日曜開放	西神田児童センター	
6	24	月	10:00~ 10:30~	親子ヨガ リラックスヨガ①第4回(全6回) 千代田区子育て支援員研修	あい・ぽーと麹町 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
6	25	火	11:00~ 15:00~	なかよしタイム(親子リズム講座) 教育委員会 ◎	一番町児童館 区役所(教育委員会室)	教育委員出席
6	26	水	10:30~ 10:45~ 11:00~ 13:10~ 13:10~ 13:10~ 14:00~	親子ヨガ よちよちタイム(ベビーマッサージ) よみきかせ キャリア教育講演会(前期課程) セーフティ教室(後期課程) 親子で学ぶ情報モラル教室(後期課程) 親子&キッズバレエ(3クラス)	西神田児童センター 四番町児童館 あい・ぽーと麹町 九段中等教育学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校 あい・ぽーと麹町	
6	27	木	10:15~	1・2歳児親子体操クラブ①第3回(全3回)	神田児童館	
6	28	金	10:00~	ACTすこやか子育て講座	いずみこどもプラザ	
6	29	土	10:00~ 10:30~ 14:00~	あそびフェスタ 親子ニコニコクッキング パネルシアター公演	いずみこどもプラザ 富士見わんぱくひろば 西神田児童センター	
6	30	日				
7	1	月	10:15~ 10:00~	親子体操 リトミック(2クラス)	西神田児童センター あい・ぽーと麹町	
7	2	火				
7	3	水	10:30~ 14:00~	親子ヨガ らんま先生のおもしろ実験ショー	西神田児童センター 四番町児童館	

# 「広報千代田」 6月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	子ども総務課 UNESCO世界遺産寺子屋運動30周年記念～ベラルーシの子ども達を囲んで～	①カンボジア寺子屋写真展②ベラルーシの子ども達との文化交流など(合唱、日本文化の体験)③小鼓演奏家「今井尋也氏」による演奏	①7月8日(月)～10日(水)10時～17時②③7月8日(月)10時～	区民ホール	千代田ユネスコ協会
2	子育て推進課 私立保育所の開設説明会・内覧会	令和元年10月開設の認可保育所の説明会・内覧会のご案内	7月27日(土)10時～ほか	保育園神田ベアーズ	
3	児童・家庭支援センター 子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	7月12日(金)10時30分～11時30分	あいぼーと麹町	NPO法人あいぼーとステーション
4	児童・家庭支援センター らんま先生の実験ショー	巨大空気砲・びっくり実験・サイエンスマジックなど	7月3日(水)14時～15時		
5	児童・家庭支援センター あそびフェスタ	昔あそびやNEWスポーツ、集団遊びを友達や家族で楽しむ	6月29日(土)10時～16時45分	いずみこどもプラザ	いずみこどもプラザ
6	学務課 区立中学校の学校選択・学校説明会	区立中学校の学校説明会の開催と、学校選択申請書の郵送のお知らせ①麹町中学校②神田一橋中学校③九段中等教育学校	①7月13日(土)10時30分～②7月6日(土)9時～③7月6日(土)	各中学校	

# 「広報千代田」 6月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
7	文化振興課	文化芸術の秋フェスティバル出演募集	文化芸術の秋フェスティバルの出演団体・作品出展者を募集する ①作品展②その他	6月17日(月)～①8月30日(金)②7月12日(金)		
8	文化振興課	第28回シーズンコンサート「藤澤ノリマサトーク&ライブ」	第28回シーズンコンサート「藤澤ノリマサトーク&ライブ」チケットを販売	7月20日(土)(時間未定)		
9	文化振興課	声楽の祭典「ちよだ芸術祭オープニングコンサート」	国内外で受賞歴のある男性オペラ歌手5人が、オペラの名曲や男性アンサンブルを演奏	7月20日(土)14時～	ワテラスコモンホール	かんだ歌宴
10	文化振興課	日比谷図書文化館文化財事務室	ミニ企画展「日本橋川と大名屋敷一新発見・一橋徳川家屋敷跡一」	7月17日(水)～8月25日(日)	日比谷図書文化館	
11	文化振興課	日比谷図書文化館文化財事務室	ミニ企画展関連講座「発掘された一橋徳川家屋敷跡(仮)」	8月7日(水)	日比谷図書文化館	
12	文化振興課	日比谷図書文化館図書フロア企画展示「食-令和ver.-」	季節の食から食育やフードロスといった社会問題まで食に関する展示	6月18日(火)～10月18日(金)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
13	文化振興課	千代田図書館 夏のわくわく課外授業	それぞれの専門分野の先生に学ぶ、学校とはひと味違った千代田図書館での課外授業	7月27日(土)11時～13時、8月3日(土)13時～15時、8月4日(日)13時～15時(仮)	子ども室(区役所10階)ほか	千代田図書館

# 「広報千代田」 6月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
14	文化振興課 四番町図書館 しかけ絵本ワークショップ	しかけ絵本の専門家による教室。自由な発想でオリジナルのしかけ絵本を作る	7月15日(月・祝)14時～16時	四番町図書館 ラウンジ	千代田図書館
15	文化振興課 第3次子ども読書活動推進計画	第3次子ども読書活動推進計画に対する意見公募	6月20日(木)～7月4(木)		
16	文化振興課 国立情報学研究所市民講座「みんなHappy!?! マッチングも数理と計算」	マッチングの公平性や効率性を、どうやって数理的に捉えるのか、どのように計算するか説明	7月2日(火)18時30分～19時45分	学術総合センター(一ツ橋2-1-2)	国立情報学研究所
17	生涯学習・スポーツ課 たのしくフラダンス	15歳以上(中学生を除く)を対象にフラダンス教室を開催する	8月4日～9月29日の毎週日曜(8/11を除く)13時30分～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
18	生涯学習・スポーツ課 卓球教室	15歳以上(中学生を除く)を対象に卓球教室を開催する①入門・初心者クラス②中級者クラス	7月22日～9月2日の毎週月曜(8/12・19を除く)①10時～12時②13時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター
19	生涯学習・スポーツ課 短期苦手克服教室～マット運動&とび箱～	マット運動、とび箱教室を開催する①幼児クラス(年少から年長、未就園児を除く)②小学生クラス	7月25日(木)、26日(金)①9時～10時20分②10時40分～12時	スポーツセンター	スポーツセンター

# 「広報千代田」 6月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
20	生涯学習・スポーツ課 短期苦手克服教室～マット運動&鉄棒～	マット運動、鉄棒教室を開催する①幼児クラス(年少から年長、未就園児を除く)②小学生クラス	7月23日(火)、24日(水)①9時～10時20分②10時40分～12時	スポーツセンター	スポーツセンター
21	生涯学習・スポーツ課 ジュニアテニス講習会	区内在学の小学4年生～6年生を対象にテニス講習会を開催する。	7月22日(月)～26日(金)(全5回)10時～11時30分	外濠公園テニスコート	千代田区体育協会
22	生涯学習・スポーツ課 千代田区オープン卓球大会	一般と年齢別の卓球大会を開催する	8月10日(土)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
23	生涯学習・スポーツ課 ラジオ体操夏期講習会	区内在住、在勤者を対象にラジオ体操夏期講習会を開催する	7月13日(土)18時30分～	神田一橋中学校体育館	千代田区体育協会
24	生涯学習・スポーツ課 納涼民踊の集い 民踊講習会	①靖国神社「みたままつり」の日程に合わせて大村益次郎像近くにて盆踊りを実施する②区内在住・在勤者を対象に民踊講習会を開催する	①7月13日(土)～16日(火)18時30分～20時30分②7月5日(金)19時～	①靖国神社 ②九段生涯学習館	千代田区 千代田区体育協会
25	生涯学習・スポーツ課 富士見スポーツ・文化クラブ バasketボール講習会	区内在住・在学の小学4～6年生、中学生を対象に、Basketボール講習会を開催する	7月15日(祝・月)10時～12時	富士見みらい館体育館	富士見スポーツ・文化クラブ